

報道機関各位

競争入札参加における指名停止措置について

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住 所
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目1-82
関西電力株式会社	大阪市北区中之島三丁目6-16

2 指名停止期間

令和5年4月12日から令和5年7月11日(3カ月)

※ 課徴金減免制度適用対象者に対する指名停止の軽減(2分の1)を行った。

3 事実概要

令和5年3月30日、公正取引委員会は、九州電力株式会社他4社に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。これは、旧一般電気事業者ら6社(上記5社及び関西電力(株))が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたためである。

なお、九州電力(株)は課徴金減免制度が適用されたこと、関西電力(株)は課徴金納付が免除されたことが公表されている。

○北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱

【別表第2項第3号】

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) (3) 市発注物品等供給契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、物品等供給契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月以上24月以内

○北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱の取扱要領

【別表第2項 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】

(3) 第3号及び第4号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

[問い合わせ先]

技術監理局契約制度課

課長：橋本、係長：草本

電話：582-2545